旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 生野工業高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算の決裁を行わなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが15件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 件数 | 旅費支給額  （総額） | | 兵庫県姫路市 | 令和５年10月18日 | １件 | 3,960円 | | 兵庫県姫路市 | 令和５年11月22日 | ２件 | 5,080円 | | 滋賀県 | 令和５年11月22日 | ６件 | 14,387円 | | 東京都 | 令和６年１月31日から  同年２月２日まで | ６件 | 311,956円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。  【大阪府財務規則の運用】  第47条関係  1　概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。  　　なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年12月10日）